明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働九二）　一

省令

○厚生労働省令第九十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二百四十号を第二百四十三号とし、第八十八号から第二百三十九号までを三号ずつ繰り下げ、第八十七号を第八十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十　二―（ジフェニルメチル）ピペリジン及びその塩類

第一条中第八十六号を第八十八号とし、第七十六号から第八十五号までを二号ずつ繰り下げ、第七十五号を第七十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十七　N・N―ジエチル―七―メチル―四―プロピオニル―四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ［四・三―f g］キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第七十四号を第七十五号とし、第十三号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　N―（一―アダマンチル）―一―（五―クロロペンチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表中ジフェニル（ピロリジン―二―イル）メタノール、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

二―（ジフェニルメチル）ピペリジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。